

平成19年 第1回

佐伯市議会臨時会会議録

平成19年1月26日

佐 伯 市 議 会

平成19年 第1回

佐伯市議会臨時会会議録

平成19年1月26日

平成19年第1回佐伯市議会臨時会会議録目次

平成19年1月26日(金曜日)(第1号)

開会.....	5
1 日程第1 会期の決定.....	5
1 日程第2 議案の上程.....	5
1 上程議案一覧表.....	6
1 日程第3 提案理由説明.....	6
1 市長(西嶋泰義)の説明.....	6
1 日程第4 議案質疑.....	6
1 日程第5 討論、採決.....	7
1 8番(後藤幸吉)の反対討論(議案第2号).....	8
1 5番(高司政文)の賛成討論(議案第2号).....	10
1 26番(和久博至)の賛成討論(議案第2号).....	11
1 審議結果.....	12
1 日程第6 会議録署名議員の指名.....	12
閉会.....	13

第1回 佐伯市議会臨時会会議録(第1号)

平成19年1月26日(金曜日) 午前10時00分 開 会

出席議員の氏名

1番	三浦	渉	2番	高橋	香一郎
3番	川野	紀久雄	4番	曾宮	司好
5番	高司	政文	6番	村尾	清一
7番	松田	清徳	8番	後藤	幸吉
9番	江藤	茂	10番	清家	好文
11番	矢野	精幸	12番	矢野	哲丸
13番	河原	修仁	14番	宮脇	保芳
15番	佐保	曉	16番	小野	宗司
17番	肥後	四々郎	18番	榊田	穂積
19番	井野上	準	20番	河野	豊生
21番	下川	芳夫	23番	柳井	二忠
24番	泥谷	和喜	25番	菅原	嘉己
26番	和久	博至	27番	日高	嘉夫
28番	渡邊	邦壽	29番	染矢	玉彦
30番	児玉	忠義	31番	甲斐	迪彦
32番	狩生	寿一	33番	廣瀬	精一郎
34番	吉良	栄三	35番	小平	一一郎
36番	浅利	美知子	37番	小河	野一
38番	玉田	茂	39番	村松	講一
40番	児玉	輝彦	41番	戸山	盛喜
43番	寺島	孝幸	44番	土師	辰英

欠席議員の氏名 なし

出席した事務局職員の職氏名 局長 渡辺 安志

説明のため出席した者の職氏名

市助	長	西	嶋	泰	義	上	下	水	道	部	長	加	藤	宗	義
助	役	佐	藤	卓	男	教	浦	道	次	長	高	高	治	一	郎
教	長	塩	月	厚	信	消	生	防	局	長	高	岡	橋	定	忍
総	長	武	田	隆	博	上	匠	振	局	長	吉	大	岡	直	光
財	長	木	許	政	信	弥	本	振	局	長	大	三	鶴	信	己
企	長	植	木	通	則	本	直	振	局	長	芦	芦	原	紀	行
画	長	柴	富	洋	一	直	川	振	局	長	塩	月	刈	紀	生
市	長	塩	月	満	邦	鶴	見	振	局	長	河	野	月	伸	寛
福	長	菅	原	俊	邦	米	水	振	局	長	三	宅	野	伸	生
建	長	桑	原	慶	吾	蒲	江	振	局	長	上	村	宅	勝	幸
農	長	木	原	建	樹	宇	目	振	局	長	上	村	村	勝	幸
林									総務課					徳	
水産部															
生活部															
保健部															
建設部															
商工部															
観光部															
教育部															

議事日程第1号

平成19年1月26日(金曜日) 午前10時00分 開会

- 第1 会期の決定
 - 第2 議案の上程
 - 第3 提案理由の説明
 - 第4 議案質疑
 - 第5 討論、採決
 - 第6 会議録署名議員の指名
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 議案の上程
 - 日程第3 提案理由の説明
 - 日程第4 議案質疑
 - 日程第5 討論、採決
 - 日程第6 会議録署名議員の指名
-

午前10時00分 開会

議長(日高嘉己) 本日招集の会議は成立いたしました。

ただいまから、平成19年第1回佐伯市議会臨時会を開会いたします。

開議に先立ちまして、この際、御報告いたします。

先般、深津栄一君から一身上の都合により、平成18年12月23日付をもって議員を辞職したい旨の願い出がありました。

よって、地方自治法第126条の規定により、これを許可いたしましたので御報告いたします。

日程第1 会期の決定

議長(日高嘉己) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日26日の1日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(日高嘉己) 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第2 議案の上程

議長(日高嘉己) 日程第2、議案の上程を行います。

上程議案につきましては、その朗読を省略いたします。

お手元にお配りしております議案書のとおり、議案第1号から第5号まで、計5件であります。

上程議案一覧表

議案 番 号	件 名
第 1 号	佐伯市特別養護老人ホーム条例等の一部改正について
第 2 号	佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑の指定管理者の指定について
第 3 号	財産の取得について（佐伯市総合体育館（仮称）競技備品）
第 4 号	財産の取得について（佐伯市総合体育館（仮称）トレーニングルーム機器備品）
第 5 号	財産の取得について（佐伯市総合体育館（仮称）事務備品）

日程第3 提案理由の説明

議長（日高嘉己） 日程第3、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） おはようございます。ただ今、本臨時会に上程されました諸議案について御説明いたします。

議案第1号「佐伯市特別養護老人ホーム条例等の一部改正」及び議案第2号「佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑の指定管理者の指定」につきましては、現在市が直営で管理している特別養護老人ホーム豊寿苑を平成19年4月1日から指定管理者による管理とすることに伴い、関係条例の改正及び廃止をし、あわせて指定管理者の指定をすることについて議会の議決を求めるものであります。

議案第3号から議案第5号までの「財産の取得」につきましては、佐伯市総合体育館（仮称）の建設に伴い、体育館の競技備品、トレーニングルーム機器備品及び事務備品を購入することについて、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきます。この議案は行財政改革実現への大きな一歩でございます。

なにとぞ御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

議長（日高嘉己） 引き続き、議案に対する担当部長の詳細説明を求めます。

その間、暫時休憩いたします。

午前10時5分 休憩

午前10時19分 開議

議長（日高嘉己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案質疑

議長（日高嘉己） 日程第4、議案質疑を行います。

議案第1号、佐伯市特別養護老人ホーム条例等の一部改正についてを議題といたします。
御質疑ありませんか。

(なし)

議長(日高嘉己) 御質疑なしと認めます。

次に、議案第2号、佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑の指定管理者の指定についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、13番、河原修仁君の退席を求めます。

(河原修仁議員退席)

議長(日高嘉己) 同じく議長が除斥となりますので退席をいたします。

副議長と交替のため暫時休憩いたします。

(日高嘉己議長退席)

午前10時20分 休憩

午前10時20分 開議

副議長(佐保暁) 休憩前に引き続き会議を開きます。

御質疑ありませんか。

(なし)

副議長(佐保暁) 御質疑なしと認めます。

13番、河原修仁君及び議長の復席を求めます。

議長と交替のため暫時休憩いたします。

(河原修仁議員、日高嘉己議長復席)

午前10時20分 休憩

午前10時21分 開議

議長(日高嘉己) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第3号から第5号まで、以上3件を一括して議題といたします。

御質疑ありませんか。

(なし)

議長(日高嘉己) 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

議案第1号から第5号まで、以上5件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(日高嘉己) 御異議なしと認めます。

よって、以上5件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

日程第5 討論、採決

議長（日高嘉己） 日程第5、討論、採決を行います。

議案第1号、佐伯市特別養護老人ホーム条例等の一部改正についてを議題といたします。
御意見ありませんか。

（なし）

議長（日高嘉己） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑の指定管理者の指定についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、13番、河原修仁君の退席を求めます。

（河原修仁議員退席）

議長（日高嘉己） 同じく議長が除斥となりますので退席をいたします。

副議長と交替のため暫時休憩いたします。

（日高嘉己議長退席）

午前10時23分 休憩

午前10時23分 開議

副議長（佐保暁） 休憩前に引き続き会議を開きます。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番、後藤幸吉君。

8番（後藤幸吉） おはようございます。8番議員の後藤幸吉です。私は今回の2号議案について反対いたします。その理由、今回夕張市あたりが行政の運営ができなくなって、ああいう状態になった責任の一端は議会にもあります。強力な市長のカリスマ性に協賛して議会が金を使うことに賛成したために、ああいうことになった責任もあります。今回私も全員協議会において初めてこの詳しい文書というものを、議員のほとんどの諸君は初めて見たと思います。急速すぎます。審議委員会も、指定をした審議委員会の人たちも8人のうちほとんどは市の関係者であり、公平な指定管理の許可を、認可というか、それを与えたとはとても思われません。私たち議員がこの件について勉強するだけの時間とゆとりがあったのだろうかとは私は思っております。本来、新議会になって私は初めて議員になったわけですが、旧町村部の議員から、佐伯市は朝来たら文書が置いとる。賛成、反対を判断しろというようなやり方をしているのかという話があったことがあります。私の場合は、行財政特別委員になっておりますので、多少は幾つかの問題について矢野委員長のもとで勉強してまいっております。豊寿苑のことにつきましても、こういう資料、これは岩手県の一戸町ですがそういうところのデータも取って勉強しなければいけないと思った矢先に、11月にいきなり豊寿苑を社会福祉協議会に持っていきたいという話があったわけでありまして。その時にはまだ現在の正規職員19名をどうするかということは決めておりませんでした。また、一般質問のうちに債務7億円はどうかということは執行部はその場では返答しておりません。今

年度になって全員協議会を開いてもらうこととなった席で初めて詳しい資料が提出されました。そして、その資料が過ちの数字があったりして、説明した部長があたふたとして修正した文書は議員諸君の手元には極最近届いたものであります。本当に審議をする余裕があったのか、私はなかったと思っております。それと執行部よりいくつかの指定管理をする理由、相手が社会福祉協議会である理由が示されましたが、8,700万円を2,000万円に減額できるというのは、これは豊寿苑とは関係のない本来社会福祉協議会だけの問題であります。旧市町村にあった社会福祉協議会ですか、それが合併したから8,700万円という数字が出て、これはどっちみち今の行財政の折、見直さないけん数字であります。それで2,000万円に減っただけの話。豊寿苑の運営を任せることとは一切関係がありません。また、豊寿苑にいたしましても一瀬会長が、我々全員協議会に来て説明してくれた折に、かなりの利益を出しております。健全な団体だと思っております。また、私も地域の社会福祉法人の協議会の活動については敬意を表しますけども、今回の私は執行部のやり方の方に疑問をもっております。中に入っとる入居者が一番大事であります。入居者のことよりも今回は経営面について、それだけを判断をして駆込みで我々議会に判断せよと言うように聞こえます。来年度から債務の支払が始まります。それを社会福祉協議会に責任を転嫁するものであります。私どもが考えておりましたのは、これはあの会派とは関係なしに私は議員の一人として申し上げていくことですが、豊寿苑自体の経営をなぜしにくいのか、老人の方のサービスができないのかというのは、19名の職員の給料が当たり前ですが市役所の給料であるために高すぎます。あとの臨時・嘱託の職員に比べて数倍の給料を受け取っております。だから、そこで働いている介護の職員、そういう人たちが民間に移っていくのであります。民間の福祉団体はだいたい同じ給料、同じ職場に800万円も900万円も取りよる人はおらんのです。豊寿苑の中にはそういう人たちがごろごろいます。一般質問の時に私は言いました。8,700万円が仮に2,000万円に減ったところで、19人を引き取れば佐伯市の一般財源から1億円以上の金を払わないけんことになります。そして、長年豊寿苑で働いていた人たちの退職金も佐伯市民のお金で払わないけん。今なら豊寿苑の中で払えばいい話です。職員の方で、食事を作っている方のことをこの間申し上げました。その二人に1,700万円以上の年間金を支払っているわけですが、今回一般財源から入れることになると、多分教育委員会の給食関係の職員を、臨時職員、嘱託職員と豊寿苑の方を入れ替えるだけで年間1,400万円以上教育委員会の予算は高くなることになります。それほど高い人件費で運営して、なおかつ部長たちの説明によれば職員の異動の方を大事にして考えとるようにあります。老人のサービスの話は出たためしがありません。せっかく造って、いい建物を造って、今のままでまだいいサービスができるような環境を考えたことはあるのか。それと二つ目は、先に去年指定管理にかなりの部分をしました。ほとんどどういう、審査結果としては、社会福祉協議会が取りました。そして、これは売り切りの話ではありましたが、福寿園などの設備は競争して売却した場合には何千万円の差が出ました。それほど競争原理ということは、サービス面で考えたことはないのだろうか。ただ、行財政改革だから民間にしるしると言っとるわけじゃない、考え方がちょっと違うのではなからうかと思っております。豊寿苑を民間にすることは将来は考えなくちゃいけない。ただ、我々議員が判断するには性急すぎます。議員の諸君にちゃんと資料を渡されて、多分改めて、数字を改めて出された数字は郵送されてこの一日、二日前に着いたと思います。真剣に討論した、議員同士で話し合うような機会はなかったと思います。議会軽

視と言えはそれまでですが、判断をさせる場合にはそれなりのちゃんとした資料がなくては、ただ民間委託がいいっちゃうことじゃいけないと思います。そういう訳で私は反対であります。どうぞよい判断をよろしくお願いいたします。

副議長（佐保暁） 次に、賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

5番、高司政文君。

5番（高司政文） 5番議員、日本共産党の高司政文です。私は議案第2号、佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑の指定管理者の指定に賛成の立場で意見を述べたいと思います。この議案は、豊寿苑の管理運営を社会福祉協議会に任せるという議案です。住民や顧客、人件費やコストという考えで自治体の事業を外注したり、民営化したりする一般的な民間委託路線は自治体本来の役割を投げ出し、住民サービスを切り捨てるものとして基本的に反対です。しかし、今回は公共性の高い社協に限定しての指定管理ですので単純な民間委託ではないと考えます。民間委託の問題点は、一般的にまず利用者、入所者の声がどうか、サービスが低下しないかという問題です。この点では嘱託・臨時が多く、一年程度で交替しているという現状から介護する人が次々と代わって困る。慣れるとやめるので介護レベルが上がらないという声が出ています。そうであれば本来は、一般財源を繰り入れてでも正規職員を増やし、サービスの向上を目指すべきではありましたが、社協の場合正規職員が多くなり、介護支援専門員、看護師やヘルパーなどの資格者も多いようですし、すでに社協が運営しているデイサービスについても利用者のアンケートを取るなどして改善に努めているようであります。次に、利用料が上がるなど、利用者の負担が増えないかという問題ですが、これも国の基準以下に抑えるということですし、5年間の試算を見ても現在の利用料を引き継ぐというものになってます。さらに、花火大会や盆踊り、家族会なども引き継ぐと聞いております。次に、公平・公正な運営ができるかという問題です。社協には理事として市の職員が入ってますが、公平・公正な運営の制度的保障として入所判定委員会、苦情相談委員会をそれぞれ作り、市の担当職員が入るそうですし、現在他の施設ではなかなか入れない要介護度の低い人も受け入れていますが、これも引き継ぐということです。豊寿苑の現場に伺いましたが、社協はもうけ主義に入らず利用者第一に考えてほしいという声が出されていますので、市の関与については十分すぎるくらいお願いしたいと思います。次に、働く職員の処遇はどうなるかという問題ですが、正規職員は介護保険制度の改正に伴いケアマネが必要になるため、本庁に異動、嘱託・臨時は希望があれば社協が引き継ぐということです。現場の職員に伺いましたら喜んでいうことです。さらに、財政面でも社協への補助金が6,700万円あまり削減でき、建替えに伴う起債償還約5,300万円も社協が負担するということですので、それから社協にとっても合併による職員の異動先にもなるということです。以上のようなことを総合して賛成の態度をとることにしました。最後になりますが、今後の問題としてこれを突破口に保育所や学校給食など公共性を守ってほしい分野まで民営化されるのではないかと心配です。つまり、財政が厳しいからと予算を削り、正規職員を減らし、嘱託・臨時を増やす。それでもやっていけないから民間委託だ、こういう手法を他に用いることは十分考えられます。豊寿苑については、営利企業の参入を許さないためにも施設の売却を含め公募などによる民営化を絶対にするのをお願いをしたいと思いますし、社協への補助金など削減できた分は障害者自立支援法や乳幼児医療費など、市民の負担軽減のために回すよう要望して賛成討論とします。

副議長（佐保暁） 以上で通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

副議長（佐保暁） 26番、和久議員。

26番（和久博至） 26番の和久博至です。賛成の立場から意見を述べたいと思います。まず、この資料を見せてもらった時に一番最初に気付いたことがあります。それは、非常に職員の給料が高いなという、正規職員ですね、こんな給料だったら議員よりもいいなというふうに思ったぐらい、それこそ非常に高い給料でした。そのまま高止まりのままに指定管理されるとですね、非常に問題があるなと思ったんですけども救われる点が一つあります。それはアンバランスということですね。非常に臨時職員を増やして、そして正規職員が少なくなって、そのギャップが大きかったから、まあ現実の運営として問題になったという点があると思うんですね。逆に言えば非常にアンバランスの中に結局、経費全体としてはバランスが取れていたかなあという気がするんですね。そのまま、その枠で委託すると、委託というか指定管理をするということが第1点、それと利益が7,600万出ている。単年度ですね、これをカットして6,700万、結局社協にあげお金をカットすることによってつじつまを合わせてるのかなというふうに思います。その意味でかろうじて救われる指定管理かなあというふうに思います。問題点がやっぱりあります。現在の福祉の運営上ですね、実は福祉が食べ物にされているんじゃないかという点が、相当に批判されている、民間委託され、あるいは指定管理者にされ始めてからですね、そういう意見がどうしても出てきてるんですね。実際にそういう問題が出てきています。そして、ある所では、現実の問題としてその中に入っている人、そういう人から、身寄りのない人から全額寄付を受けると、もう根こそぎ自分の物にしてしまうというような事態もやっぱり起こっているわけですね。そういうのをチェックするということが非常にこれから重要になってくるかなと思われるんです。その意味で現段階、日本の国の制度そのものを変えないといけないんですけども、もう現段階においては、半公的な団体である社協に委託するという点で救われるかなという気がいたします。この社協の果たす役割ってというのは、非常にこれから重要になってくると思うんですね。ただ社協というのが今、後藤さんが前何度も言われてたんですけども、資料を出してと言っても出してくれないとかですね、やはりこの社協が求める役割とか半公的な団体として求められておりますんでね、この透明、公開性という、例えば決算書なんか誰でも見れるようにしておくとかですね、あるいは公正・公平、つまり入所する人が変な力によって入所が左右されたり、あるいはその中の採用の人事の点で、採用がある一部の人のによって偏った採用がされたりですね、そういうことがないように公平・公正というのが原則だと思うんで、できる限りそこに市がチェックして入ってですね、そして市長も関与していると思うんですけども、そういうところでやはりチェックして立派な組織に仕上げてほしいというふうに思います。できる限りいい委託ができたというふうに思われるようにしてほしい。5年という期間ですので、そのところで悪かったら切るといっくらの決断を是非してほしいと思います。そのことを注文を付けながら賛成の立場から意見を申し上げます。

副議長（佐保暁） ほかに御意見ありませんか。

（なし）

副議長（佐保暁） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

副議長(佐保暁) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

13番、河原修仁君及び議長の復席を求めます。

議長と交替のため暫時休憩いたします。

(河原修仁議員、日高嘉己議長復席)

午前10時42分 休憩

午前10時42分 開議

議長(日高嘉己) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第3号、財産の取得について(佐伯市総合体育館(仮称)競技備品)、第4号、財産の取得について(佐伯市総合体育館(仮称)トレーニングルーム機器備品)、第5号、財産の取得について(佐伯市総合体育館(仮称)事務備品)、以上3件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(日高嘉己) 御意見なしと認めます。

よって、これより3件を一括して採決いたします。

議案第3号から第5号まで、以上3件につきましては、それぞれ原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(日高嘉己) 御異議なしと認めます。

よって、以上3件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

審議結果

議案

番号	件名	付託委員会	結果
第1号	佐伯市特別養護老人ホーム条例等の一部改正について		原案可決
第2号	佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑の指定管理者の指定について		原案可決
第3号	財産の取得について(佐伯市総合体育館(仮称)競技備品)		原案可決
第4号	財産の取得について(佐伯市総合体育館(仮称)トレーニングルーム機器備品)		原案可決
第5号	財産の取得について(佐伯市総合体育館(仮称)事務備品)		原案可決

日程第6 会議録署名議員の指名

議長(日高嘉己) 日程第6、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、29番、染矢玉夫君、30番、児玉忠義君、以上の2名を指名いたします。

以上で、本日の議事はすべて議了いたしました。

おはかりいたします。

本臨時会はこれにて閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(日高嘉己) 御異議なしと認めます。

よって、平成19年第1回佐伯市議会臨時会は、これにて閉会いたします。

午前10時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年1月26日

佐伯市議会議長 日 高 嘉 己

佐伯市議会副議長 佐 保 曉

署名議員 染 矢 玉 夫

署名議員 児 玉 忠 義